

平成30年10月10日

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	<p>現行の「山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」は、いつ、どのような理由で制定されたのか。</p>
税政課長	<p>平成27年8月、「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要」などの理由から、地域再生法の一部が改正され、首都圏から本社機能を移転する企業等に対する税制上の優遇措置が創設された。</p> <p>これを受け、28年3月、本県における「就業の機会の創出及び経済基盤の強化」について、税制面から後押しするため、現行の不均一課税条例を制定した。</p>
星川委員	<p>大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、税制面からも本県への企業の本社機能の移転を推進することは重要であると考えている。現行制度の内容についてはどうか。</p>
税政課長	<p>現行制度では、首都圏から本県に本社機能を移転した企業等に対し、不均一課税を行うことにより、税を軽減している。</p> <p>具体的には、東京23区から移転した場合は「移転型事業」に該当し、不動産取得税、法人事業税、個人事業税において、通常の税率よりも低い税率を適用する制度となっており、東京23区以外からの移転等の場合は「拡充型事業」に該当し、不動産取得税のみ、低い税率を適用する制度となっている。</p>
星川委員	<p>現行制度ができてからどのくらい本社機能の移転が進んでいるのか。</p>
税政課長	<p>本県において、「移転型事業」として認定されたものは現在のところはない。今後、東京23区からの移転が出てくる場合に対応できるように、今回改正をお願いするもの。</p>
星川委員	<p>この度の改正の趣旨はどのようなものか。</p>
税政課長	<p>これまでは不均一課税をした場合のみ、減収額に対して地方交付税による減収補填措置が講じられていたが、今年6月の法改正により、課税免除を行った場合も、減収補填措置が講じられることとなった。</p> <p>東京23区から移転する企業に対する税制上の優遇措置を拡充することで、本県への本社機能の移転を推進し、「就業の機会の創出及び経済基盤の強化」について、税制面から後押しするため、今回、改正を提案した。</p>
星川委員	<p>議第150号で提案のあった山形県名誉県民について、改めてどういう制度なのか。また、本県には県民栄誉賞という制度もあるが、両者にはどのような違いがあるのか。</p>
秘書課長	<p>山形県名誉県民は、平成5年に創設された制度で、「県の発展に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者」で「県内に居住し、又は居住していた者で、地方自治の振興、経済の発展、学術文化の振興その他県民の福祉の増進に広く貢献した者」が対象となる。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	<p>一方、山形県県民栄誉賞は、平成9年に創設されており、「県民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く県民が敬愛する者」で、「芸術、文化、スポーツ等の分野において輝かしい業績があると認められる者」が対象となる。</p> <p>これまで顕彰させていただいた方を紹介すると、名誉県民については、板垣元知事、日本画家の福王寺法林氏、作家・評論家の丸谷才一氏の3名、県民栄誉賞は、元横綱の柏戸関、作家の藤沢周平氏、冒険家の大場満郎氏、元プロ野球選手の皆川睦雄氏、作家・劇作家の井上ひさし氏、元女子サッカー日本代表監督の佐々木則夫氏、元ノルディックスキー選手の太田渉子氏の7名となっている。</p> <p>顕彰するために、選考委員会が開催されて意見を聴取したということだが、その概要はどうだったか。</p>
秘書課長	<p>名誉県民については、名誉県民選考委員会を開催して県議会議員、学識経験者、県内各界の代表者から広く意見を伺うという制度になっている。</p> <p>今回は9月の上旬に開催させていただいたが、主な意見として、「石坂氏の経歴や功績は申し分ない。」「本県の教育や医学にも大変貢献いただいた。」「よくぞ山形に来ていただいた。」など賛成の意見を皆さんからもらった。</p> <p>また、「石坂先生の御功績や名誉県民の制度を広く周知してほしい。」という意見もあった。</p> <p>また、もう一つ、「今回石坂氏は残念ながら逝去後の顕彰ということになるが、是非生前に顕彰してほしい。」という意見も併せてもらっている。</p>
鈴木（正）委員	<p>給与等システム運用管理費の補正2,034万9千円は、会計年度任用職員制度が新しくできることへの対応ということだが、現在の身分がどのように変わるのか。</p>
人事課長	<p>現在の地方公務員の臨時・非常勤職員については、地方公務員法上、一般職、特別職、臨時的任用の3つの類型に分かれている。そのうち、特別職については、制度の厳格化を図りつつ、制度としてはそのまま残っていく。ただし、現在特別職として整理している非常勤嘱託職員と一般職の日々雇用職員が、一つの制度として、会計年度任用職員という新たな制度に移行していくことになる。</p>
鈴木（正）委員	<p>それによって、待遇面はどのように変わるのか。</p>
人事課長	<p>勤務条件については、勤務時間をどのように設定するかが、これからの検討材料である。非常勤嘱託職員は、週31時間45分以内で勤務時間を決めてきている。一方、日々雇用職員は常勤職員と同じ週38時間45分を上限として勤務時間を定めている。この2つの制度を一本化するということで、基本的な勤務時間をどう設定するか検討していくことになる。現在、大多数が非常勤嘱託職員であるので、週31時間45分を上限とする勤務時間とできないか検討しているところである。</p> <p>待遇面で大きく変わるところとして、期末手当の支給ができることになる。現在の非常勤嘱託職員及び日々雇用職員には期末手当の支給はないが、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>会計年度任用職員になると支給の対象となる。また、フルタイムの会計年度任用職員には、任用期間が終わった際の退職手当の支給ができる制度になる。こういった点が、新たな改善ということになる。</p>
鈴木（正）委員	<p>対象者は、どの程度見込まれるのか。</p>
人事課長	<p>具体の職の整理はこれからになるが、平成29年度の配置数でいうと、全任命権者で非常勤嘱託職員が約5,100人、日々雇用職員が約700人、合わせると約5,800人の非常勤職員がいる。そのうち、職がそのまま置き換わったという前提で、約1,300の職が非常勤の特別職として残ることになるので、約4,500人が新たな制度へ移行していくこととなる。具体的には、今年度から来年度にかけて検討していくことになる。</p>
鈴木（正）委員	<p>会計年度任用職員制度の施行に向けて、給与等システムの改修・整備をどのように進めるのか。</p>
総務事務システム主幹	<p>フルタイム職員については、現在の正職員、臨時的任用職員の運用に近いことから、これらの職員の管理に使用している給与等システムを改修することで対応する。</p> <p>パートタイム職員については、非常勤嘱託職員の運用に近いことから、現在、非常勤・日々雇用職員の管理で使用しているシステムをベースとして、不要な機能を除くなどにより新たなシステムを整備する。</p>
鈴木（正）委員	<p>システムの整備に要する経費はどの程度を見込んでいるか。</p>
総務事務システム主幹	<p>給与等システムの改修は、事業費総額で 5,500 万円程度。今回の補正予算には、設計費 1,148 万 5 千円を計上し、制度施行の平成 32 年度まで複数年の開発となることから債務負担行為の設定をお願いしている。</p> <p>パートタイム職員向けのシステム整備については、新たなシステム整備となることから初期運用費も含めて、33 年度までの 4 年間で 7,700 万円程度。そのうち今回の補正予算では、設計費として 795 万 1 千円を計上し、こちらも複数年にわたることから債務負担行為の設置をお願いしている。</p>
鈴木（正）委員	<p>フルタイムとパートタイムの両方のシステムを併せて開発した場合などの検討はしたのか。</p>
総務事務システム主幹	<p>現在の給与等システムを運用している事業者に照会したところ、2 億円程度を要するとの回答であった。</p> <p>また、現在非常勤・日々雇用職員管理のシステムを運用している事業者にも照会したところ、事業費はそこまではないものの、開発期間が平成 32 年度の開始までに間に合わない、パートタイムであれば可能ということを確認した。</p> <p>さらに、非常勤・日々雇用システムを開発した他の事業者からは、7 億円程度を要するとの回答があった。</p> <p>以上のように、複数の事業者への照会、検討を経て、今回の提案となっている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木（正）委員	複数業者からの聞取り等入念に検討されたようだ。今後の開発、維持経費等、コストを吟味して進めてもらい、開発では問題等起こらないようよろしくお願ひしたい。
鈴木（正）委員	今回の補正予算で、公文書管理に関する条例の策定に向けた検討委員会経費が計上されている。 検討委員会の人選や今後のスケジュールはどうなっているか。
文書法制主幹	<p>国においては、平成 23 年に公文書管理法を制定し公文書管理の基本的事項を定めている。</p> <p>全国では 1 都 5 県で公文書管理に関する条例を制定しており、報道によれば 15 県が制定を検討中となっている。</p> <p>見える化委員会の報告において、本県でも条例を制定すべきとされ、2 月議会で提案したいと考えている。専門家の意見をいただき検討するため、9 月補正予算可決後、速やかに検討委員会を立ち上げたい。</p> <p>検討委員会は、見える化委員会のメンバーとは異なり、歴史公文書や行政法関係など 6 名の専門家を想定している。今後 3 回程度開催し、見える化委員会での意見を踏まえながら検討を進めていく。</p>
鈴木（正）委員	文書管理システムの検討も含むのか。
文書法制主幹	今回の検討委員会は条例の内容に関してのみであり、文書管理システムについては、今後、庁内ワーキンググループ等で検討していきたい。
鈴木（正）委員	先行県の内容を見ると、法に準じた内容や独自規定を設けるなど様々のようだが、本県の基本的な考え方はどうか。
文書法制主幹	検討にあたっては、見える化委員会から提言をいただいている①基本的事項、②歴史公文書の保存、③第三者委員会、④職員研修の事項を中心に他県の運用状況も含め委員会で検討する。
鈴木（正）委員	熊本県のみで設置されている公文書管理委員会は大きな存在で、本県でも設置の方向だろうが、同委員会の権限をどのように想定しているか。
文書法制主幹	<p>法律には設置規定があり、内容は歴史公文書の不服申立の審議や政省令の審議、文書廃棄の審議、改善事項の意見などで、熊本県もほぼ同様の内容である。</p> <p>本県の第三者機関の役割は委員会で検討していく。</p>
鈴木（正）委員	文書の保存期間の延長や廃棄、歴史公文書への移行は、現在は所管課でやっているのか。現状と今後の方向性はどうか。
文書法制主幹	<p>歴史公文書については、保存期間終了後、歴史的に重要な文書について、各課が基準に基づき選定し、学事文書課が確認のうえ決定している。</p> <p>見える化委員会で基準見直しの提案があり、今後適切な基準を策定し、第三者機関の役割を持たせたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木（正）委員	公文書センターの蔵書数や利用状況について現状はどうなっているか。
文書法制主幹	<p>平成27年11月に村山総合支庁西庁舎に公文書センターを開設している。所蔵数は約1,500冊で、平日の9時～16時まで一般の閲覧に供し、嘱託職員1名を配置している。</p> <p>利用者数は、27年度は76名、28年度は92名、29年度は22名、30年度は9月末現在で22名の来所者となっている。</p>
鈴木（正）委員	明治大火の経過もあり蔵書数が少ないと聞いている。蔵書を増やすことと利用拡大を図ることが大事だが、専門職員はいるのか。
文書法制主幹	現在、国家資格はなく、民間で認定する登録アーキビストは県内に1名いる。公文書センターに配置の1名は専門職員ではなく一般職の嘱託である。
鈴木（正）委員	今後、遊学館へ移転後、独立の考えもあるようだが、担当者の育成がポイントと考える。専門職の育成についてどう考えているか。
文書法制主幹	<p>今年度、国立公文書館等の研修に職員を派遣するとともに、歴史公文書の勉強をした嘱託職員を1名採用しており、適正な選定・廃棄につなげていきたい。</p> <p>職員研修については、現在は新採時の研修のみだが、見える化委員会の提言を受け、次年度から各職務段階毎の研修を実施したいと考えており、職員育成センターと調整中である。</p>
広谷委員	山形県水道ビジョンにおいては、20年後の2040年には、供給単価が約1.67倍になるとの予測が示されている。人口減少や節水機器の普及等により水需要が低迷するという点について危機感を持って対処せざるを得ない。これから、県内4ブロックで広域連携検討会を開催するとのことだが、現在の状況はどうか。
食品安全衛生課長	<p>本県の水道事業については、全国的な傾向と同様に、人口減少の影響が大きく、給水量が減少している。今年3月に策定した水道ビジョンでは、給水人口が2040年には24%減少するが、給水量はそれ以上に31%減少すると予測をしている。これは人口減少のほか、節水機器の普及も大きな要因となっている。</p> <p>県内には主に市町村が経営する上水道事業が29事業あるが、このような背景は水道事業の料金収入に直結するものであり、今後中長期的に見ると経営的に厳しさが増すため、危機感を持って取り組んでいる。このような状況を踏まえ、水道ビジョンには、現在国会で継続審議となっている水道法改正案の趣旨も盛り込んでいる。</p> <p>4～5月にかけて県内全事業者の部課長に水道ビジョンの趣旨、広域連携検討会について説明をし、理解を得たところである。規模の大きな水道事業者はまだ経営的には大丈夫というところもあるが、県内4ブロックにおいても規模によって実情はかなり異なっている状況である。広域連携検討会を立ち上げるにあたって、これまでに4地域で2回ずつ準備会を開催しており、10月以降、広域連携検討会を開催し、本格的に水道事業の広域化について検討していきたい。</p>
広谷委員	経営基盤の強化として施設の更新や耐震化を行う場合には、維持管理も

発 言 者	発 言 要 旨
<p>食品安全衛生課長</p>	<p>含めて地元の雇用につなげていく視点が重要だ。また、給水規模に合わせた施設の最適化や4ブロック内の水の相互融通も検討すべきだ。さらに、広域化したとしても、その後の維持管理・運営をどのようにするのか考えなければならない。</p> <p>庄内地域はだいぶ検討が進んでいるようであるが、今後の進め方についてどのように考えているのか。</p> <p>現在は、市町村単位で水道事業を行っているところがほとんどである。広域化の検討を進めるにあたって、最適化については、事業者ごとに資産等の現状を把握することが最も重要である。そのうえで、近隣の市町村と最も効率のいい方法について検討していく。例えば、浄水場や配水池の効率的な配置について、地域の実状にあわせて検討していきたい。</p> <p>さらに、検討会では、現状把握と単独経営を続けた場合のシミュレーション、広域連携した場合のシミュレーションを実施し、最適化に向けて検証をしていく予定である。</p> <p>庄内地区においては、今年度、内閣府の調査補助事業に採択され、水道事業の経営診断と広域連携に伴う検証を実施している。鶴岡市、酒田市、庄内町及び県企業局の4者で、単独経営を続けた場合、市町村が水平統合した場合、用水供給事業者である県企業局と垂直統合をした場合のシミュレーションを実施すると聞いている。他の3地域においても、経営診断のツールを活用し、まず今年度は単独経営を続けた場合のシミュレーションを行い、最終的には広域化に向けた最適な方法について検証していきたい。</p>
<p>広谷委員</p>	<p>市町村の意見も十分踏まえながら進めてほしい。</p>
<p>広谷委員</p>	<p>情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の最終報告がなされたが所感はどうか。</p>
<p>改革推進監</p>	<p>報告書は情報公開全般について、11テーマにわたる現状の検証、あり方について提言をいただいたもの。これまで行革プランにおいて、情報発信力の強化、透明性の向上に取り組んできた中、時宜を得たものと考えている。行政情報の提供、公開を推進していくことで、県民に対する説明責任を果たし、県民の理解を深めていきたい。</p>
<p>広谷委員</p>	<p>見える化委員会の報告書を受けて見直しを進めるにあたって、今後の県の対応はどうか。</p>
<p>改革推進監</p>	<p>見直しを進めるポイントは、職員の文書管理の意識を高めることと職員の能力を高めることである。</p> <p>職員の能力向上については、職務段階毎の研修の実施、専門的知識を持つ職員の育成がある。職員の意識の向上では、県自らが先に情報公開・情報発信する意識を高めていくことが重要である。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>奥羽・羽越新幹線実現のための今年度予算が約3千万円ある。どのような事業が進められているのか。</p>
<p>総合交通政策課長</p>	<p>県内の取組みとして、各地域で出前講座、キャラバンを展開しているほか、若者等を対象とした地域ミーティングを今年度新たに各地域で実施予定。地域ミーティングの初回は10月12日に予定している。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>県内4地域で地域推進組織が設立された。予算の配分はどうなっている</p>

発 言 者	発 言 要 旨
総合交通政策課長	<p>のか。</p> <p>予算措置は各組織で行っている。出前講座、キャラバンなどは県同盟と共催で実施しているため、実態として地域推進組織が関わる事業にも県同盟の予算が活用されている。</p>
後藤委員	<p>今年度の推進組織の総会の開催状況はどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>庄内は5月に開催し約100人参加、最上は6月に開催し約50人参加、山形は7月に開催し約100人参加。オール山形の県同盟は、8月20日に開催し100数十人が参加している。</p>
後藤委員	<p>新聞報道によると、村山（山形圏域）は50人、県同盟は120人とのこと。米沢はまだ開催もしていない。奥羽・羽越新幹線の実現は知事の最大公約なのに盛り上がっていない。県内の取組みよりも、政府やJRに向かって発信すべきではないのか。</p> <p>福島県との連携も重要。連携はどうなっているか。</p>
総合交通政策課長	<p>政府、JRへの要望については、8月20日の県同盟の促進大会を受けて、9月11日に県同盟と地域推進組織で実施している。</p> <p>福島県とは、奥羽新幹線建設促進同盟会、奥羽本線全線複線化早期完成期成同盟会を通じ一緒に取り組んでいるが、今後も密接に連携していくことを課長同士で確認している。</p>
後藤委員	<p>オール山形で運動しているといっても、全市町村が参画していないのではないか。奥羽新幹線の沿線で参画していない市町村は何か所あるか。</p>
総合交通政策課長	<p>オール山形の県同盟には、35全市町村が参画している。</p>
後藤委員	<p>秋田の期成同盟会の総会には約400人が参加したと聞いた。県同盟の総会ではなぜ120人しか集まらないのか。</p>
総合交通政策課長	<p>皆さんに参加を案内しているが、日程の都合がつかないなどの理由で全員参加がかなわないのが実情。首長が都合悪ければ、副市長・副町長の参加をお願いするなどしている。</p>
後藤委員	<p>秋田県内ではトンネル整備のために同盟会を設立し、知事も顧問に就任している。岩手県はオブザーバーとして参加するという。8月9日には、政府、JRに要望活動もしている。</p> <p>一方、JRから調査結果が示されてから1年が経つが、板谷のトンネル整備はどうなっているのか。</p>
総合交通政策課長	<p>本県でも8月9日に政府に対し要望活動を行っているほか、JRとの検討は月1回程度のペースで行っている。その中で、事業スキームや財源スキームの検討のほかに、補助金活用や経済波及効果の調査等の先行事例の情報収集にも着手している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
後藤委員	フル規格断面の整備120億円を県が負担して、早くトンネル整備を事業化すれば、基本計画段階にある他の地域に先行できるのではないか。
総合交通政策課長	県としても、フル規格新幹線に利用可能なインフラを活用するなど、効率的な新幹線整備が可能な路線については、優先的に整備計画路線への格上げを行うよう、政府に対して提案している。
後藤委員	トンネル整備に特化した期成同盟会を、福島県、福島市を入れて立ち上げるべきではないか。
総合交通政策課長	今年度、県同盟及び地域推進組織において、トンネル整備を最重点課題として位置付けたところ。まずもって、現在の組織でトンネル整備の早期事業化に取り組み、奥羽新幹線の実現に結びつけてまいりたいと考えており、トンネル整備と奥羽新幹線整備は、一枚岩として取り組んでいきたい。
後藤委員	奥羽本線板谷峠の昭和20年代の電化運動は、置賜独自に同盟を組織して取り組んだ。置賜だけでもトンネルに特化した同盟会をつくれればいいと考えるが、県が置賜にブレーキをかけている印象も受ける。その点、部長はどう考えるか。
企画振興部長	トンネル整備を足掛かりとして奥羽新幹線を実現したいという思いは県も同じ。電化運動の時と異なるのは、内陸の全て、具体的にはオール山形の県同盟、そして内陸部の山形圏域、最上の地域組織においても、トンネル整備を最重点課題として位置付けているという点。9月11日に県同盟と4つの地域推進組織と一緒に政府、JRに要望してきたところ。今後とも、（現在の体制で）トンネル整備に向けた取組みを推進していく。
<b>【請願43号の審査】</b>	
鈴木（孝）副委員長	願意妥当であり採択すべきである。
<b>【請願44号の審査】</b>	
鈴木（孝）副委員長	請願43号と同趣旨であり願意妥当。採択すべきである。
<b>【請願46号の審査】</b>	
鈴木（孝）副委員長	請願43号、44号と同趣旨であり願意妥当。採択すべきである。